条例	１件
予算	２件
単行議案	５件
計	８件

資料１
令和８年８月５日
正副管理者会議
事務局総務課

令和８年８月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案概要

（令和８年８月１７日）

議案番号	案　　件	主管課	説　　明
議　案 第９号	専決処分について（令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回））	事務局 総務課	処分年月日　令和８年２月27日 明細別紙
議　案 第１０号	鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 総務課	本組合が例とする米子市職員の給与関係条例が国家公務員に準じて改正され、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための初任給調整手当等の支給が措置されたことを踏まえ、本組合の会計年度任用職員についても、同様の措置を講ずるもの 〔主な改正内容〕 １　初任給調整手当の支給 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）に支給する給与として、新たに初任給調整手当を設けるとともに、その支給については、米子市一般職の職員の給与に関する条例の初任給調整手当に関する規定を準用することとする。（第２条及び改正後第７条の２関係） ２　初任給調整に係る報酬の支給 会計年度任用短時間勤務職員の報酬額を基に算出した額が、鳥取県の区域を含む地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る会計年度任用短時間勤務職員には、その差額に相当する額を初任給調整に係る報酬として支給することとする。（改正後第19条の２関係） 〔施行期日〕 公布の日
議　案 第１１号	鳥取県行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変	事務局 総務課	令和８年３月31日をもって米子市日吉津村中学校組合が解散したことに伴い、鳥取県行政不服審査会を共同設置する地方公共団体から米子市日吉津村中学校組合を削除するよう、本規約

	更に関する協議について		の一部を変更する協議をするもの 〔主な変更内容〕 　別表（第１条関係）に定める関係市町村等から米子市日吉津村中学校組合を削除する。 〔施行期日等〕 　関係市町村等及び鳥取県の協議が整った日から施行し、令和８年４月１日から適用する。
議　　案 第１２号	財産の取得について	消防局 警防課	消防体制の強化充実を図るため「第８次消防力等整備５ヶ年計画」に基づき、老朽化した米子消防署皆生出張所災害対応特殊救急自動車の更新について、次により財産の取得（購入）をしようとするもの 取得財産 　災害対応特殊救急自動車　１台 取得価格 　１，９１４万円 相手方 　米子市二本木495番地２ 　鳥取トヨタ自動車株式会社米子東店 　店長　野々村　　誠 契約の方法 　参加希望型指名競争入札
議　　案 第１３号	財産の取得について	消防局 警防課	消防体制の強化充実を図るため「第８次消防力等整備５ヶ年計画」に基づき、老朽化した米子消防署皆生出張所災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新について、次により財産の取得（購入）をしようとするもの 取得財産 　災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 　１台 取得価格 　９，２４０万円 相手方 　兵庫県三田市テクノパーク32番地 　株式会社モリタ関西支店 　支店長　髙　岡　雄　二 契約の方法 　参加希望型指名競争入札
議　　案 第１４号	財産の取得について	消防局 警防課	消防体制の強化充実を図るため「第８次消防力等整備５ヶ年計画」に基づき、老朽化した米子消防署災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車

			の更新について、次により財産の取得（購入）をしようとするもの 取得財産 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 １台 取得価格 ２億５，１６８万円 相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地 株式会社モリタ関西支店 支店長　髙　岡　雄　二 契約の方法 参加希望型指名競争入札
議　　案 第１５号	令和８年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第１回）	事務局 総務課	明細別紙
議　　案 第１６号	監査委員の選任について	事務局 総務課	組合議会の議員のうちから選任された監査委員が、議員任期の満了により欠員となったことに伴い監査委員を選任しようとするもの 議会の議員のうちから選任するもの（新任） 中　田　利　幸

資料２
令和８年８月５日
正副管理者会議
事務局総務課

令和８年８月１７日

令和８年８月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案

令和８年８月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案

目　　次

議案第　９　号　専決処分について（令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回））

議案第１０号　鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１１号　鳥取県行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

議案第１２号　財産の取得について

議案第１３号　財産の取得について

議案第１４号　財産の取得について

議案第１５号　令和８年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第１回）（別添）

議案第１６号　監査委員の選任について

議案第９号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同法第２９２条において準用する同法第１７９条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　処 分 件 名　　令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回）

２　処分年月日　　令和８年２月２７日

議案第１０号

鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨等） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する<u>同法第203条の２第５項</u>及び第204条第３項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（次項及び第30条において「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 ２　［省略］ （給与の種類） 第２条　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ⑴　法第22条の２第１項第２号に掲げる職員として採用された職員（第30条を除き、以下「会計年度任用職員」という。）　給料<u>、初任給調整手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当 ⑵　［省略］ （給与からの控除） 第３条　鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）第１号の	（趣旨等） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する<u>第203条の２第５項</u>及び第204条第３項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（次項及び第30条において「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 ２　［省略］ （給与の種類） 第２条　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ⑴　法第22条の２第１項第２号に掲げる職員として採用された職員（第30条を除き、以下「会計年度任用職員」という。）　給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当 ⑵　［省略］ （給与からの控除） 第３条　鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）第１号の

規定によりその例によることとされる米子市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年米子市条例第48号）（以下「給与条例」という。）第９条の規定は、会計年度任用職員及び会計年度任用短時間勤務職員について準用する。

（会計年度任用職員の初任給調整手当）

第７条の２　給与条例第14条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（会計年度任用職員の給与の減額）

第10条　会計年度任用職員が、定められた勤務時間中に勤務しないときは、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例第４号の規定によりその例によることとされる米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年米子市条例第33号）（以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は同条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、第14条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（会計年度任用短時間勤務職員の初任給調整に係る報酬）

第19条の２　新たに採用された会計年度任用短時間勤務職員であって、採用の日において、第25条に規定する勤務１時間当たりの報酬額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額）

規定によりその例によることとされる米子市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年米子市条例第48号。以下「給与条例」という。）第９条の規定は、会計年度任用職員及び会計年度任用短時間勤務職員について準用する。

［新設］

（会計年度任用職員の給与の減額）

第10条　会計年度任用職員が、定められた勤務時間中に勤務しないときは、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例第４号の規定によりその例によることとされる米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年米子市条例第33号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は同条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、第14条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

［新設］

（次項において「特定額」という。）が、鳥取県の区域を含む地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整に係る報酬を支給する。

２　前項の報酬の額は、次の各号に掲げる会計年度任用短時間勤務職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　月額により報酬が定められた会計年度任用短時間勤務職員　規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額

⑵　日額により報酬が定められた会計年度任用短時間勤務職員　規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を日額に換算した額

⑶　時間額により報酬が定められた会計年度任用短時間勤務職員　基準額と特定額との差額に相当する額

３　第１項の規定の適用を受ける会計年度任用短時間勤務職員以外の会計年度任用短時間勤務職員で、同項の規定により初任給調整に係る報酬を支給される会計年度任用短時間勤務職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、初任給調整に係る報酬を支給する。

（会計年度任用短時間勤務職員の勤務１時間当たりの報酬額の算出）

第25条　第19条の２及び前３条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴～⑶　［省略］

（会計年度任用短時間勤務職員の通勤に係る費用弁償）

第28条　［省略］

（会計年度任用短時間勤務職員の勤務１時間当たりの報酬額の算出）

第25条　前３条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴～⑶　［省略］

（会計年度任用短時間勤務職員の通勤に係る費用弁償）

第28条　［省略］

２　前項の通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納及び支給単位期間については、給与条例第17条第２項から第８項までの規定の例による。	２　前項の通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納及び支給単位期間については、給与条例第17条第２項から第９項までの規定の例による。
備考　表中の［　］の記載は、注記である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１号

鳥取県行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

次のとおり鳥取県行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数を減少し、及び鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２５２条の７第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年鳥取県告示第226号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第１条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合	別表（第１条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

附　則

この規約は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

議案第１２号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　取得する財産の表示

種　　類		数　量
動　産	災害対応特殊救急自動車	１台

２　取得の目的　　第８次消防力等整備５ヶ年計画に基づき、米子消防署皆生出張所に配備するため取得する。

３　取 得 価 額　　１９,１４０,０００円

４　契約の相手方　　米子市二本木４９５番地２

鳥取トヨタ自動車株式会社米子東店

店長　野々村　　誠

５　契約の方法　　参加希望型指名競争入札

議案第１３号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　取得する財産の表示

種　　類		数　量
動　産	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	１台

２　取得の目的　　第８次消防力等整備５ヶ年計画に基づき、米子消防署皆生出張所に配備するため取得する。

３　取 得 価 額　　９２,４００,０００円

４　契約の相手方　　兵庫県三田市テクノパーク３２番地

株式会社モリタ関西支店

支店長　髙　岡　雄　二

５　契約の方法　　参加希望型指名競争入札

議案第１４号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　取得する財産の表示

種　　類		数　量
動　産	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	１台

２　取得の目的　　第８次消防力等整備５ヶ年計画に基づき、米子消防署に配備するため取得する。

３　取 得 価 額　　２５１,６８０,０００円

４　契約の相手方　　兵庫県三田市テクノパーク３２番地

株式会社モリタ関西支店

支店長　髙　岡　雄　二

５　契約の方法　　参加希望型指名競争入札

議案第１６号

監査委員の選任について

次の者を鳥取県西部広域行政管理組合監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

議会の議員のうちから選任するもの

中　田　利　幸

議案第１６号参考資料

履　　歴　　書

住　　所　　米子市勝田町８４番地３

氏　　名　　中田利幸（なかだ　とし　ゆき）

生年月日　　昭和３７年１０月１６日

学　　歴

昭和５６年　３月　　鳥取県立境港工業高等学校卒業

経　　歴

昭和５６年　４月　　日本国有鉄道米子鉄道管理局職員

平成１１年　５月　　米子市議会議員　現在に至る。

平成１５年　５月　　鳥取県西部広域行政管理組合議会議員

平成２０年　６月　　米子市議会副議長

平成２６年　７月　　米子市議会副議長

平成２６年　７月　　鳥取県西部広域行政管理組合議会議員　現在に至る。

平成３０年　８月　　鳥取県西部広域行政管理組合議会ごみ処理施設等調査特別委員長

令和　２年　７月　　米子市監査委員　現在に至る。

資料２別添①
令和８年８月５日
正副管理者会議
事務局総務課

専　決　処　分　書

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により、令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算について、次のとおり専決処分する。

令和８年２月２７日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊木隆司

令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回）

令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５，４３６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，４５４，８１５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		102,582	15,436	118,018
	1 基金繰入金	102,582	15,436	118,018
歳入合計		7,439,379	15,436	7,454,815

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 消防費		5,293,554	15,436	5,308,990
	1 消防費	5,293,554	15,436	5,308,990
歳出合計		7,439,379	15,436	7,454,815

令　和　7　年　度

補　正　予　算　に　関　す　る　説　明　書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	102,582	15,436	118,018
歳入合計	7,439,379	15,436	7,454,815

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 消防費	5,293,554	15,436	5,308,990			15,436	
歳出合計	7,439,379	15,436	7,454,815			15,436	

2　歳　入

（款）　9 繰入金　　（項）　1 基金繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1 退職積立基金繰入金	102,582	15,436	118,018	1 退職積立基金繰入金	15,436	退職積立基金繰入金
計	102,582	15,436	118,018			

3　歳　出

（款）　5 消防費　　（項）　1 消防費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　　分	金　額	
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他				
1 常備消防費	2,937,495	15,436	2,952,931			15,436		3 職員手当等	15,436	消防局人件費　15,436
計	5,293,554	15,436	5,308,990			15,436				

給 与 費 明 細 書

1　特別職

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長　等	10	523	－	－	－	－	－	523	－	523	
	議　員	16	564	－	－	－	－	－	564	－	564	
	その他の特別職	135	20,951	－	－	－	－	－	20,951	－	20,951	
	計	161	22,038	－	－	－	－	－	22,038	－	22,038	
補正前	長　等	10	523	－	－	－	－	－	523	－	523	
	議　員	16	564	－	－	－	－	－	564	－	564	
	その他の特別職	135	20,951	－	－	－	－	－	20,951	－	20,951	
	計	161	22,038	－	－	－	－	－	22,038	－	22,038	
比較	長　等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	議　員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他の特別職	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

2　一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(25) 329	39,845	1,237,707	893,492	2,171,044	432,122	2,603,166	
補正前	(25) 329	39,845	1,237,707	878,056	2,155,608	432,122	2,587,730	
比較	(-) —	—	—	15,436	15,436	—	15,436	

※（　）内は、短時間勤務職員(外書き)

	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	補正前	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	比較	—	—	—	—	—	—	—
	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補正後	22,017	29,692	1,104	289,285	235,937	118,018	
	補正前	22,017	29,692	1,104	289,285	235,937	102,582	
	比較	—	—	—	—	—	15,436	

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 329	1,237,707	879,539	2,117,246	423,185	2,540,431	
補正前	(5) 329	1,237,707	864,103	2,101,810	423,185	2,524,995	
比較	(−) −	−	15,436	15,436	−	15,436	

※（　）内は、短時間勤務職員(外書き)

	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	補正前	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	比較	−	−	−	−	−	−	−
	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補正後	22,017	29,692	1,104	281,700	229,569	118,018	
	補正前	22,017	29,692	1,104	281,700	229,569	102,582	
	比較	−	−	−	−	−	15,436	

イ　会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(20)	39,845	13,953	53,798	8,937	62,735	
補正前	(20)	39,845	13,953	53,798	8,937	62,735	
比較	(-) −	−	−	−	−	−	

※（　）内は、短時間勤務職員(外書き)

	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	7,585	6,368
	補正前	7,585	6,368
	比較	−	−

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 （千円）	増減事由別内訳 （千円）		説　　明 （千円）		備　　考
給　料	－	給与改定に伴う増減分	－			
		その他の減額分	－			
職員手当	15,436	制度改正による増減分	－			
		その他の増減分	15,436	退職手当	15,436	退職者の増

資料２別添②
令和８年８月５日
正副管理者会議
事務局総務課

令和７年度一般会計補正予算（補正第５回）概要

１　対象事業　　消防局人件費

２　歳入歳出予算の補正

●　第５回補正額　　１５４３万６千円

補正後の予算額　　７４億５４８１万５千円

●　市町村負担金補正額　　増減なし

※　財源は全額退職積立基金からの繰入金となるため、市町村負担金の補正はありません。

３　専決処分年月日　　令和８年２月２７日

４　専決処分の理由

職員が死亡退職したことに伴う退職手当の支給に係る補正予算措置について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったもの。

５　補正の内容

⑴　歳入

退職積立基金繰入金の増額　　１５，４３６千円

⑵　歳出

消防局人件費（退職手当）の増額　　１５，４３６千円

６　補正予算額

【歳入】

（款）9 繰入金　　（項）1 基金繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説　明
				区分	金額	
1 退職積立基金繰入金	102,582	15,436	118,018	1 退職積立基金繰入金	15,436	退職積立基金繰入金
計	102,582	15,436	118,018			

【歳出】

（款）5 消防費　　（項）1 消防費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説　明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	2,937,495	15,436	2,952,931	15,436	－	3 職員手当等	15,436	消防局人件費 15,436
2 消防施設費	2,356,059	－	2,356,059					
計	5,293,554	15,436	5,308,990					

資料２別添③
令和８年８月５日
正副管理者会議
消防局警防課

広消19

物品・役務 入札執行（指名通知）表

入札担当課　　事務局総務課

件　　名	災害対応特殊救急自動車の納入		納入場所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
			納入期限	令和9年3月12日
入札方式	参加希望型指名競争入札			
入札執行	日　　時	令和8年6月23日　午前9時40分	場　　所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1　米子市淀江支所2階　第2会議室

入札業者名（指名業者名）	入札金額（単位：円）			契約金額（単位：円）	摘要
	第1回	第2回			
鳥取トヨタ自動車株式会社米子東店	17,400,000			19,140,000	落札

予　定　価　格		事業担当課	消防局警防課
入札書比較価格			
最低制限価格			
指　名　理　由	鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領に基づき、入札参加条件を満たした参加申込者の中から指名したもの。		

資料２別添④
令和８年８月５日
正副管理者会議
消防局警防課

広消20

物品・役務 入札執行（指名通知）表

入札担当課　　事務局総務課

件　　名	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の納入		納入場所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
			納入期限	令和9年3月24日
入札方式	参加希望型指名競争入札			
入札執行	日　　時	令和8年7月7日　午前9時30分	場　　所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1　米子市淀江支所2階　第2会議室

入札業者名（指名業者名）	入札金額（単位：円）			契約金額（単位：円）	摘要
	第1回	第2回			
株式会社吉谷機械製作所	88,700,000				
株式会社モリタ関西支店	84,000,000			92,400,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所	88,000,000				
有限会社岩谷ポンプ	辞退				
株式会社吉備総合電設米子営業所	辞退				

予　定　価　格		事業担当課	消防局警防課
入札書比較価格			
最低制限価格			
指　名　理　由	鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領に基づき、入札参加条件を満たした参加申込者の中から指名したもの。		

資料２別添⑤
令和８年８月５日
正副管理者会議
消防局警防課

広消25

物品・役務 入札執行（指名通知）表

入札担当課　　事務局総務課

件　　名	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の納入		納入場所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
			納入期限	令和9年3月24日
入札方式	参加希望型指名競争入札			
入札執行	日　　時	令和8年8月4日　午前9時30分	場　　所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1　米子市淀江支所2階　第2会議室

入札業者名（指名業者名）	入札金額（単位：円）			契約金額（単位：円）	摘要
	第1回	第2回			
株式会社モリタ関西支店	228,800,000			251,680,000	落札

予　定　価　格		事業担当課	消防局警防課
入札書比較価格			
最低制限価格			
指　名　理　由	鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領に基づき、入札参加条件を満たした参加申込者の中から指名したもの。		

資料２別添⑥
令和８年８月５日
正副管理者会議
事務局総務課

令和8年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書

議案第１５号

令和８年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第１回）

令和８年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第１回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額を変更せず、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年８月１７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊木隆司

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　分担金及び負担金		5,126,805	△15,550	5,111,255
	1 負担金	5,126,805	△15,550	5,111,255
3　国庫支出金		228,328	△80,350	147,978
	1 国庫補助金	228,328	△80,350	147,978
9　組合債		903,200	95,900	999,100
	1 組合債	903,200	95,900	999,100
歳入合計		6,574,899	0	6,574,899

第　2　表　　地　方　債　補　正

区分	起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
変更	消防施設整備事業費	補正前	334,100 千円	普通貸借又は証券発行	年 5 % 以内	政府、その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。
		補正後	430,000			
計		補正前	903,200			
		補正後	999,100			

令　和　８　年　度

補　正　予　算　に　関　す　る　説　明　書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	5,126,805	△ 15,550	5,111,255
3 国庫支出金	228,328	△ 80,350	147,978
9 組合債	903,200	95,900	999,100
歳入合計	6,574,899	0	6,574,899

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 消防費	3,452,014	0	3,452,014	△80,350	95,900	△15,550	
歳出合計	6,574,899	0	6,574,899	△80,350	95,900	△15,550	

2　歳　入

（款）　1 分担金及び負担金　　（項）　1 負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
4 消防費特別負担金	20,723	△15,550	5,173	1 消防車両整備費負担金	△15,550	消防車両整備費負担金（米子市）
計	5,126,805	△15,550	5,111,255			

（款）　3 国庫支出金　　（項）　1 国庫補助金

2 消防費国庫補助金	114,692	△80,350	34,342	1 消防費国庫補助金	△80,350	消防防災施設等整備費補助金
計	228,328	△80,350	147,978			

（款）　9 組合債　　（項）　1 組合債

2 消防債	334,100	95,900	430,000	1 消防債	95,900	消防施設整備事業
計	903,200	95,900	999,100			

3　歳　出

（款）　5 消防費　　（項）　1 消防費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　額	
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他				
2 消防施設費	556,465	0	556,465	△80,350	95,900	△15,550				財源更正 消防車両更新事業（補助事業）
計	3,452,014	0	3,452,014	△80,350	95,900	△15,550				

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正第１回）

（単位：千円）

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額	
			補正前	補正後		
退職手当債	24,296	－	－	－	－	－
除却債	－	267,600	569,100	569,100	－	836,700
保健衛生債	164,776	137,314	－	－	27,462	109,852
清掃債	82,221	49,098	－	－	22,148	26,950
消防債	937,742	2,842,918	334,100	430,000	176,090	3,096,828
合計	1,209,035	3,296,930	903,200	999,100	225,700	4,070,330

資料２別添⑦
令和８年８月５日
正副管理者会議
事務局総務課

令和８年度一般会計補正予算（補正第１回）概要

１　対象事業　　消防車両更新事業（補助事業）

２　補正の理由

当該事業により更新を予定していた米子消防署の老朽化した災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車について、消防費国庫補助金が不採択になったため、財源を変更し、消防債として緊急防災・減災事業債（起債充当率が１００％、元利償還金に対する交付税措置が７０％）を活用することに伴う歳入の財源更正を行うもの。

３　歳入歳出予算の補正

●令和８年度第１回補正額　　増減なし
※　歳入の財源更正のみのため

●市町村負担金補正額　　増減なし
※　財源は、消防費特別負担金及び消防債となるため

４　補正内容

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の購入に係る国庫補助金が不採択になったことに伴う歳入の更正

⑴　消防費特別負担金の減　　△15,550 千円
・消防車両整備費負担金（米子市）

⑵　消防費国庫補助金の減　　△80,350 千円
・消防防災施設等整備費補助金

⑶　消防債の増　　95,900 千円
・消防施設整備事業

５　補正予算額

【歳入】

（款）１　分担金及び負担金　　（項）１負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説　明
				区分	金額	
１ 市町村負担金	5,082,422	－	5,082,422	－	－	
２ 輪番制設備費特別負担金	14,668	－	14,668	－	－	
３ 衛　生　費特別負担金	8,992	－	8,992	－	－	
４ 消　防　費特別負担金	20,723	△15,550	5,173	１消防車両整備費負担金	△15,550	消防車両整備費負担金（米子市）
計	5,126,805	△15,550	5,111,255	－	△15,550	

（款）３　国庫支出金　　（項）１国庫補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説　明
				区分	金額	
１ 衛　生　費国庫補助金	113,636	－	113,636	－	－	
２ 消　防　費国庫補助金	114,692	△80,350	34,342	１消防費国庫補助金	△80,350	消防防災施設等整備費補助金
計	228,328	△80,350	147,978	－	△80,350	

（款）９　組合債　　（項）１組合債　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説　明
				区分	金額	
１ 総　務　債	569,100	－	569,100	－	－	
２ 消　防　債	334,100	95,900	430,000	１消防債	95,900	消防施設整備事業
計	903,200	95,900	999,100	－	95,900	

【参 考】

1　消防費国庫補助金不採択に伴う財源比較表

（単位：千円）

起債項目		総事業費 A	起債対象外 B	起債対象事業費 C=A-B	補助金等 D	地方債 E=(C-D)×F	起債充当率 F	米子市特別負担金 G=A-D-E	交付税措置
当初予算	米子はしご車	241,373	5,080	236,293	80,350	140,300		20,723	
	一般補助施設整備等事業債	234,875	1,030	233,845	80,350	138,100	90%	16,425	なし
	一般事業債	6,498	4,050	2,448	0	2,200	90%	4,298	なし
変更後	米子はしご車	241,373	5,080	236,293	0	236,200		5,173	
	緊急防災・減災事業債	241,373	5,080	236,293	0	236,200	100%	5,173	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入
差引（補正予算額）					△ 80,350	95,900		△ 15,550	

※　起債償還に係る経費は、米子市特別負担金

2　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（米子はしご車）の概要

米子消防署の災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車は、配備から26年が経過し、この間、２度の機器を分解して行うオーバーホールを行っているが、車両が老朽化し、修繕に係る部品調達も困難となっている。

本組合では、車両更新に係る基準を定め、更新計画に基づき年次的に更新しているところであり、当該車両は今年度の更新対象車両として、早急な更新が必要となっている。

3　消防費国庫補助金（緊急消防援助隊設備整備費補助金）について

消防費国庫補助金（緊急消防援助隊設備整備費補助金）は、大規模災害時などに全国へ出動する「緊急消防援助隊」の活動体制を確保するため、一部事務組合を含む市町村等が行う緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備費用の一部を国が補助するもの。

当該補助金は、近年の大規模災害の発生状況等を踏まえ拡充されているが、全国的に緊急消防援助隊が増隊されており、令和８年度、全国ではしご付消防ポンプ自動車への交付決定の実績はなかった。

4　本組合の令和８年度補助金交付決定状況

（単位：千円）

補助対象設備	当初予算額	交付決定額
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（１台）	20,040	20,857
災害対応特殊救急自動車（１台）	10,145	10,927
高度救命処置用資機材（一式）	4,157	3,677
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（１台）	80,350	不採択
計	114,692	35,461

【参考】 落札額及び財源内訳

当該車両の取得については、令和８年７月７日に入札を執行したが、車両及び資機材等の価格高騰により入札金額が予算額を上回り不落札となったため、予算流用により所要額を確保した上で、８月４日に再度の入札を執行し、2億5,168万円で落札された。

落札額に基づく財源内訳は下記のとおり。

（単位：千円）

起債項目		落札額 A	起債対象外 B	起債対象事業費 C=A-B	補助金等 D	地方債 E=(C-D)×F	起債充当率 F	米子市特別負担金 G=A-D-E	交付税措置
落札後	米子はしご車	251,680	5,490	246,190	0	246,100		5,580	
	緊急防災・減災事業債	251,680	5,490	246,190	0	246,100	100%	5,580	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入